府　令

○内閣府令第五十九号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第八条第三号の規定に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第八条第三号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第八条第三号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第八条第三号に規定する内閣府令で定める表示は、消費税に関連して取引の相手方に次に掲げる経済上の利益を提供する旨の表示であって同条第二号に掲げる表示に準ずるものとする。

一　物品並びに土地及び建物その他の工作物

二　金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券

三　供応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）

四　便益、労務その他の役務

附　則

この府令は、平成二十五年十月一日から施行する。

省　令

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十日

文部科学大臣　下村　博文

高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第四項を削る。

附則第四条の表の下欄中「理科総合、物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ又は地学Ⅰ」を「科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎」に改める。

附則第五条第一項の表の下欄中「理科総合」を「科学と人間生活」に、「物理Ⅰ」を「物理基礎」に、「化学Ⅰ」を「化学基礎」に、「生物Ⅰ」を「生物基礎」に、「地学Ⅰ」を「地学基礎」に改める。

附則第六条の表の下欄中「物理Ⅰ及び化学Ⅰ」を「物理基礎及び化学基礎」に、「生物Ⅰ」を「生物基礎」に改める。

附則第七条の表の下欄中「理科総合」を「科学と人間生活」に、「物理Ⅰ」を「物理基礎」に、「化学Ⅰ」を「化学基礎」に、「生物Ⅰ」を「生物基礎」に、「地学Ⅰ」を「地学基礎」に改める。

別表中

国語	国語	国語表現Ⅰ又は国語総合

を

国語	国語	

に、

数学	数学	数学Ⅰ	数学基礎、数学は工業数理基
理科	理科総合	物理Ⅰ	理科基礎、理科A又は理科総
	これらの科目のうちから受験者の選択する二科目	化学Ⅰ	化学Ⅰ
		生物Ⅰ	生物Ⅰ
		地学Ⅰ	地学Ⅰ
外国語	英語	オーラル・コミュニケーションⅠ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語	

国語総合

を

数学	数学	数学Ⅰ又は工業数理基礎
理科	科学と人間生活	科学と人間生活
	物理基礎	物理基礎
	化学基礎	化学基礎
	生物基礎	生物基礎
	地学基礎	地学基礎
	科学と人間生活及び物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する一科目又は物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する三科目	
外国語	英語	コミュニケーション英語Ⅰ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十二条の改正規定　公布の日

二　附則第四条から附則第六条までの改正規定並びに別表中数学及び理科の項の改正規定　平成二十六年四月一日

国語	国語	国語表現Ⅰ又は国語総合

を

国語	国語	

に、

数学	数学	数学Ⅰ	数学基礎、数学は工業数理基
理科	理科総合	物理Ⅰ	理科基礎、理科A又は理科総
	これらの科目のうちから受験者の選択する二科目	化学Ⅰ	化学Ⅰ
		生物Ⅰ	生物Ⅰ
		地学Ⅰ	地学Ⅰ
外国語	英語	オーラル・コミュニケーションⅠ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語	

国語総合

を

数学	数学	数学Ⅰ又は工業数理基礎
理科	科学と人間生活	科学と人間生活
	物理基礎	物理基礎
	化学基礎	化学基礎
	生物基礎	生物基礎
	地学基礎	地学基礎
	科学と人間生活及び物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する一科目又は物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する三科目	
外国語	英語	コミュニケーション英語Ⅰ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語

に改める。